大和市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、大和市ファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)という。 (事務局)

第2条 センターは、事務局を神奈川県大和市鶴間1丁目21番19号眞壁ビル3階に置く。

(センターの設立趣旨・目的)

第3条 大和市内において、育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者により構成される会員相互間の援助活動を支援することを目的とする。

(センターの事務内容)

- 第4条 センターは次の事業を行う。
- (1) 会員の募集、登録等の組織づくりに関すること。
- (2) 会員による相互援助活動の調整及び支援に関すること。
- (3) 会員に対する事業の周知及び講習会の実施に関すること。
- (4) 会員相互の交流及び情報交換の場の提供に関すること。
- (5) 相互援助活動に係る会員間のトラブルについての助言及び調整に関すること。
- (6) センターの広報及び啓発活動に関すること。
- (7) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (8) センターの運営に伴う各種業務に関すること。

(アドバイザー)

第5条 前項のセンター事業を行うため、事務局にアドバイザーを置く。

(会の構成および会員の種別)

- 第6条 本会は、センターの設立趣旨を理解する育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを 希望する者をもって構成する。
- 2 育児の援助を行うことを希望する者を支援会員という。支援会員は、市内に在住する 2 0 歳以上の者で、心身 ともに健康で積極的に援助活動ができる者とする。
- 3 育児の援助を受けることを希望する者を依頼会員という。依頼会員は、市内に在住、在勤している者で、生後3か月から小学校3年生までの児童(病児又は病後児(大和市病児保育事業実施要綱に規定する対象児童に該当する児童(小学校3年生までの児童であり、かつ、当該児童の援助ができる支援会員がいる場合に限る。)をいう。以下「病児等」という。)の保護者等を含む。)を養育している者とする。ただし、児童に障がいがあることにより援助を必要とする場合は、小学校6年生までの児童(病児等を除く。)を養育している者とする。
- 4 支援会員・依頼会員双方に登録した者を両方会員という。

(入会)

- 第7条 会員は入会に際して、センターの実施する説明会または研修会を受けなければならない。
- 2 センターは、承認をした会員に対し、会員証を発行する。

(退会)

- 第8条 会員は退会しようとする時は、退会届をセンター事務局に提出しなければならない。
- 2 会員は退会に際して、第7条により発行された会員証を返還するものとする。 (会員の資格喪失)
- 第9条 会員は以下の事由により、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他、会員が本会の設立趣旨・目的に反する行為を行ったとき。

(会員の義務)

- 第10条 会員は、本会を政治・宗教・その他営利目的等のために利用してはならない。
- 2 会員は、お互いの人格・プライバシーを尊重し、また活動により知り得た家庭の事情等を他に漏らしてはならない。

- 3 会員は、センターが行う交流会等に原則的に参加するものとする。 (援助活動の内容)
- 第11条 支援会員が行う援助活動は次のものとする。
- (1) 保育施設等の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設等の保育終了後子どもを預かること。
- (3) 保育施設等までの送迎を行うこと。
- (4) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (5) 臨時的、突発的な事情により子どもを預かること。
- (7) 買い物等外出の際、子どもを預かること。
- (8) 病児等を預かること。
- (9) 病児保育施設等までの送迎を行うこと(病児等に限る。)。
- (10) その他会員の育児に関して必要な援助をすること。
- (11) 産後6か月までの期間に、親が体調不良により在宅している際の家事等の援助をすること。
- 2 子どもを預かる場合は、原則として支援会員の家庭において行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、 依頼会員の家庭において行うこともできる。
- 3 援助活動の時間は、原則として午前6時から午後10時(病児等に関する援助活動は、月曜日から金曜日の午前7時から午後7時までに限る。)までとし、宿泊は行わないものとする。

(援助活動の実施方法)

- 第12条 依頼会員は、援助を必要とする場合はセンター事務局に援助の申し込みをするものとする。
- 2 依頼会員から援助の申し込みを受けたセンター事務局は、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申し込みの内容にふさわしいと認められる支援会員に連絡をする。
- 3 依頼会員は、原則として依頼内容以外の援助を求めてはならない。また、依頼内容に変更が生じる場合は、事前にセンター事務局に連絡すること。
- 4 支援会員は、援助の実施後、活動の記録を活動報告書に記入するものとする。
- 5 支援会員は、前項の活動記録を1ヶ月に1回、センター事務局に報告するものとする。 (謝礼等)
- 第13条 援助活動終了後、依頼会員は、支援会員に対し定められた基準・方法に従って謝礼等を支払うものとする。支援会員は、謝礼等を受領後、依頼会員に領収書を渡さなければならない。

(保険)

第14条 会員は、地域子育て支援事業補償保険に一括して加入するものとする。

付 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

一 謝礼等の基準 一

- 1 大和市ファミリーサポートセンター会則第13条による謝礼の基準は次のとおりとする。
- (1) 子ども (病児等を除く。) 1人につき 1時間あたりの基準額

	区分	謝礼
1	月曜日~金曜日 午前7時~午後7時	720円
2	土曜日・日曜日及び祝日、並びに1以外の時間帯	900円

(参考)15分あたり	
180円	
225円	

※上記の1時間あたりの謝礼を基本とし、1時間に満たない(延長時間を含む)時間については、15分を単位として謝礼額を算出する。ただし、最初の30分までは、それに満たない場合でも30分の額とする。

(2) 病児等1人につき1時間あたりの基準額

	区分	謝礼
3	月曜日~金曜日 午前7時~午後7時	800円
4	3の時間帯を超えてしまった場合	1,000円

(参考)15分あたり
200円
250円

※上記の1時間あたりの謝礼を基本とし、1時間に満たない(延長時間を含む)時間については、15分を単位として謝礼額を算出する。ただし、最初の30分までは、それに満たない場合でも30分の額とする。

2 取り消し料

1	前日19時まで	無料
2	無断、1以降	30分あたりの謝礼相当額

3 複数の子どもの預かりについて

複数人(3人まで)のきょうだい児を預ける場合(病児等を除く。)は、2人目からの謝礼の額は半額(1円未満切り上げ)とする。

4 食事代等について

原則として、食事(ミルク含む)・おやつ・おむつ等は、依頼会員が用意する。ただし、やむを得ず食事(ミルク含む)・おやつ・おむつ等の用意を、依頼会員が支援会員に頼んだ場合は、依頼会員が実費を支払うものとする。

5 交通費等について

支援会員が公共交通機関、タクシー等を利用した場合は、依頼会員が実費を支払うものとする。